

福井県郷土誌懇談会会則

(名称および事務局)

第1条 本会は福井県郷土誌懇談会と称し、事務局を福井県立図書館内におく。

(目的)

第2条 本会は県内における考古・歴史・地理・民俗および自然に関する懇談と研究を通じ郷土文化への関心を深める。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 郷土に関する各種資料の調査研究
- (2) 研究発表会・臨地研究会の開催
- (3) 講演・講習会ならびに展覧会の開催
- (4) 郷土叢書・機関誌・研究報告ならびにブックレットの刊行
- (5) 郷土研究者への助成ならびにその連絡
- (6) 各種郷土研究団体との連絡提携
- (7) その他必要なる事業

(会員)

第4条 本会の目的に賛同するものをもって会員とし、会員を分けて次の2種とする。

- (1) 正会員 年額3500円を納めるもの
- (2) 名誉会員 本会又は本県郷土研究のため特に功労あり総会において推戴されたもの

第5条 会員は機関誌の頒布を受け、これに投稿できるほか、会の活動・事業に参加することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおき任期を2ヶ年とする。但し再選を妨げない。

- (1) 理事代表 1名 本会を代表する
- (2) 理事 若干名 理事会を構成し、会務の実施にあたる
- (3) 会計監査 2名 監査を行う
- (4) 幹事 若干名 庶務に従事する
- (5) 委員 若干名 委嘱された専門事項を担当する

第7条 理事代表は県立図書館長をもって充てる。理事・会計監査は総会において選出し、幹事ならびに委員は理事代表より委嘱する。

(総会)

第8条 本会は年1回総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会では役員を選出又は承認し、会則の変更その他重要事項を審議決定する。

(会計)

第9条 本会の経費は会費・寄付金ならびにその他の収入をもって充てる。

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(附則)

本会則に定めなきものは総会または理事会において定める。

(昭和31年10月1日施行、33年度、36年度、42年度、46年度、48年度、49年度、51年度、54年度、平成5年度、6年度、令和元年度にそれぞれ一部改正)